

# 令和元年第1回士別市議会臨時会会議録

令和元年10月16日（水曜日）

午前 9時30分 開会

午前10時03分 閉会

## 本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案93号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第7号）

閉会宣告

## 出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

## 出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中館佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院管 副理業者	三好信之君	市立 立務病局 院長	加藤浩美君
-------------	-------	------------------	-------

農 業 委 員 会 長	飛世薫君	農 事 業 委 員 会 長	藪中晃宏君
----------------------------	------	---------------------------------	-------

監 査 委 員 吉 田 博 行 君

監 査 委 員 長

穴 田 義 文 君

---

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 千 葉 靖 紀 君

議 会 事 務 局 長

岡 崎 浩 章 君

議 会 事 務 局 副 長 前 畑 美 香 君

議 会 事 務 局 主 事

駒 井 靖 亮 君

---

(午前 9時30分)

○議長(松ヶ平哲幸君) 令和元年第1回臨時会が招集されましたところ、本日の出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) 本臨時会の会議録署名議員には、6番 西川 剛議員、7番 谷 守議員、8番 村上緑一議員を指名いたします。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第93号 令和元年度土別市一般会計補正予算(第7号)

2. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
元. 9. 13	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	元. 9. 13	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 復興大臣 衆議院議長 参議院議長

3. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 上川北部市町村議会議長会(9月定例会)

イ. 開催日 令和元年10月7日

ロ. 開催地 中川町

ハ. 出席者 松ヶ平議長

ニ. 会議概要 次期定例会の開催について外2案件を協議し、情報交換を行った後にエコミュージアムセンターを視察し終了した。

(2) 北海道市議会議長会道北支部議長会(秋季)

イ. 開催日 令和元年10月10日

ロ. 開催地 紋別市

ハ. 出席者 松ヶ平議長、井上副議長

ニ. 会議概要 令和2年度北海道市議会議長会道北支部議長会事業計画(案)について外4案件を協議し、情報交換を行い終了した。

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野勇司	副市長	相山佳則
総務部長	中舘佳嗣	市民自治部長	法邑和浩
健康福祉部長	田中寿幸	経済部長	井出俊博
建設水道部長	工藤博文	朝日支所長	武田泰和
市民自治部 資源循環統括監 兼自治環境課長 兼バイオマス資源 堆肥化施設長	東川晃宏	朝日支所統括監 兼地域住民課長 (併)生涯学習部 朝日地区スポーツ 統括監	長南広基
会計管理局長	佐藤義弘	企画課長	大橋雅民
創生戦略課長	瀧上聡典	総務課長 兼新庁舎建設課長 (併)選挙管理委 員会事務局事務 兼選挙課長	青木伸裕
財政課長 兼新庁舎建設課 兼新庁舎整備管理監	丸徹也	教育委員会 会長	中峰寿彰
教育委員会 会長	鴻野弘志	教育委員会 生涯学習部 文化振興統括監 兼地域教育課長 兼朝日公民館長 兼あさひサン ライズホール館長	漢幸雄
教育委員会 生涯学習部 統括監	三上正洋	教育委員会 給食センター所長	輿水賢治
病院事業者 副管理者	三好信之	市立病院院長	加藤浩美
市立病院事務局 経営管理課長	池田亨	市立病院事務局 経営管理課長	阿部也寸志
農業委員会 会長	飛世薫	農業委員会 会長職務代理者	保科隆志
農業委員会 事務局局長	藪中晃宏	農業委員会 事務局総務課長	林秀忠
監査委員	吉田博行	監査委員 局長	穴田義文
監査委員事務局 監査課長	岡崎忠幸		

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 局長	千葉靖紀	議会事務局 総務課局長	岡崎浩章
議会事務局 総務課副局長	前畑美香	議会事務局 総務課主任主事	駒井靖亮

以上報告する。

令和元年 10 月 16 日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

---

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第 2、議案第 93 号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第 7 号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 93 号 令和元年度士別市一般会計補正予算（第 7 号）について、その概要を御説明申し上げます。

本補正予算は、学校給食センター管理運営事業費において、平成 30 年度施設管理業務委託料が未払いであることが判明したことから、今後において速やかに支払いを行うため、平成 30 年 4 月から 31 年 3 月分までの委託料 124 万 8,000 円を計上したものです。

なお、これに要する財源については、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛議員。

○6 番（西川 剛君） ただいまの補正について、何点か質問させていただきます。

まず、この補正にかかわって、未払いとなった部署の担当職員が懲戒処分となって、すでに 8 日付で発表されているところでもありますけれども、改めて処分内容についてお知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） お答えいたします。

処分の内容につきましては、懲戒として停職 6 月、そして分限措置として降任ということでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6 番（西川 剛君） これは報道でもありましたとおり、免職に次ぐ極めて重い処分だというふうに思っているところなんですけれども、今御答弁いただいた分限もということでありましたけれども、これ停職 6 カ月以降、分限でということ降任ということだというふうに思うんですけれども、これは何に基づいて行うのかということについてお知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） お答えいたします。

職員の分限にかかわって、これは地方公務員法に基づくと、さらにはそれを受けて条例で定めておりますので、そのことに基づいての措置判断でございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 条例に基づく行為だということでありましたけども、本市の士別市職員分限に関する手続及び効果に関する条例でいくと、地方公務員法の中にいくと、降任を想定してるのは心身の故障ということであろうかというふうに思いますが、そういった意味では懲戒、その後の降任というのが手続的に妥当なのかということで、ちょっと感じるところがありますので、この部分について改めて確認をしたいと思います。お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） お答えいたします。

ただいまの分限の一つの該当事項として、心身の故障といますか、そういったことについてのものもありましたが、それ以外にその職としての適格性を問う内容があります。

これは何かと申しますと、簡単に矯正することのできない持続性を有する素質や能力、性格等に起因してその職務の円滑な遂行に支障がある場合という内容もございますので、そういった内容の部分を鑑みて今回の判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 処分についてはわかりました。

今回の未払いに至った、施設管理業務委託料についてお伺いをいたします。

まず契約内容、具体的には相手方、契約の種類、さらには支払いの方法、また施設管理業務なので毎年の業務だというふうに思うんですけども、平成30年度のみ業務だったのかなどについて、この契約内容についてお知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 興水学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（興水賢治君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、契約内容であります。学校給食センターにおける施設管理運営委託契約であり、施設の小破修繕、それから敷地内の環境整備、ボイラーの運転、機器への燃料補充などを委託する契約内容であります。

それから支払い期限につきましては、請求を受けた日から起算して30日以内に支払うということになっております。そしてこの契約内容につきましては平成30年度だけの契約ではなくして、例年の経年継続での契約というふうになっております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 相手方は。契約の相手はどなたでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 興水所長。

○学校給食センター所長（興水賢治君） 公益社団法人士別市シルバー人材センターでございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） これは既に報道にもありますけども、この未払いになった部分、今契約に基づいた請求があって、請求書が来てから30日以内に支払いだということであろうかというふうに思うんですけども、具体的にどういった経緯の中で、1年間丸々未払いになったということについて、どういった要因だということをお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 興水所長。

○学校給食センター所長（興水賢治君） まず請求書の收受なんですけれども、まず通知文書など通常は收受印により決裁が上がってくるところではありますが、今回の委託契約につきましてはその請求書を直接本人が受け取り、そのまま保管をしていたという状況であります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） これも報道ですけど4月分の支払いを忘れていて、それ以降の請求書については本人保管だということで読み取っているところでありますけれども、私は市の職員の経験を持っていてなかなかこの毎月の請求書、要は請求書が12回年間でいけば届くんですけども、その全てをこの本人が収受時に保管をする。そのことを職場の中でチェックができないということについては、ちょっとどうしてなんだろうということで、そういった観点から、チェック機能についてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、改めて通常の実行にかかわる請求行為、今請求書の収受から支払いまでということであったんですが、支払い、予算執行上のチェック、年度途中のチェックについてはどのように行われているのかお知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 興水所長。

○学校給食センター所長（興水賢治君） 年度途中の支払いのチェックにつきましては、職員への、本人への信用のもと、財務会計等で支払いはしているんですけども、本人の信用のもと財務会計等でのチェック、そういったものはしていませんでした。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 通常契約行為でいけば、契約時に財政支出の支出負担行為を登録して、月々の支払いがあったら支払いの命令書ということで財務会計上、手続をとるのかなというふうに思うんですけども、今回の契約についてはそのような事前の支出負担行為という、そういう行為はとらなかったものなんでしょうか。

具体的には1年間の契約なので年度当初に相手方と契約をかわせば、この契約内容については担当部署のみならず、さまざま市役所の内部、具体的には財政課や会計課なども、そこは知ることになってるというふうに思うんですけども、その辺の部分でのチェックはできないものなんでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 興水所長。

○学校給食センター所長（興水賢治君） 今、当初部分について負担行為を上げればそのあと支出命令で毎月のチェックができるという御質問だったんですが、この契約につきましては負担兼命令ということで支出負担行為と支出命令とを同一に会計処理をしていたところであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） そういった意味では年度当初の契約時に、恐らくですけども、決裁は関係部署通ってるというふうに思いますけれども、決裁されてるというふうに思いますが、チェックの漏れが生じる要因がそこにもあったのかなというふうに思うんですが、それ以降も、今回平成30年度分の未払いに対する補正なので、市の財政でいけば、平成30年度末、3月31日までの予算執行状況、あるいはそれ以降も2カ月間の出納整理期間もあって、未払いがないかということで、チェックはされてるというふうに思うんですけども、このタイミングでも発覚したのが9月というふうに書いてありますので、その段階でもその本人以外は誰もこの未執行状況を把握できなかったということに大きな疑問を持つんですけども、その部分について、どういったチェック体制になってるのか、通常の場合も含めてお知らせいただければと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 興水所長。

○学校給食センター所長（興水賢治君） 通常の実行体制につきましては、やはり職員本人への信用のもとに支払われているものということで、通常の実行体制はしていなかった状況であります。またそういった年度末、年度途中、それから出納整理期間におきましても、その辺の実行体制、予算の実行状況というものについてのチェックというのはしていなかった状況であります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） 通常の一般的な出納整理期間までの実行体制について、財政課のほうか

ら御答弁申し上げます。

まず財政関係の作業といたしましては、4月から出納整理期間直前、5月31日直前まで未収未払い、それから対予算執行率の確認ですとか、そういった部分、いわゆる歳入で言えば調定額と収入、支出で言えば支出負担行為と支払い額の突合、そういった部分の作業を毎年の作業として行っております。

また、もう1点、ことしで言えば5月9日付け財政課長通知でさせていただいてますけれども、予算収入執行状況の確認についてということで全庁に対して周知をしております。先ほどからお話に出ています財務会計システムの帳票を添付いたしまして、その中で未収未払支出科目の再点検を全庁に向けて周知させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 財務会計で全庁で予算執行の状況は財政課のみならず各課で、もちろん担当者のみならず上位者も確認できる状況でということであろうかというふうに思うんですけども、今あった部分で、不用額調書に該当する事業ということで、決算の説明資料にもなっているんですけども、120万円の部分、これが額として、もしかしたらその予算執行率でいけば小さかったから確認が漏れたとか、そういうことなんでしょうか。確認したいというふうに思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

今回の案件で申し上げますと、先ほど申し上げました5月9日付けの時点の予算の執行状況で申し上げますと、現計予算、こちらにつきましては給食センターの管理事業費の委託料でございますけども、現計予算が2,824万6,000円に対しまして、執行残150万3,000円ということで、執行率につきましては約95%ということになっている状況でございました。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 率でいけば90%を超えているので、調書の作成は必要だけでも、そういった意味では詳しくチェックがされなかったのかなというふうにも疑ってしまうところなんですけれども、具体的に150万円の不用額に対して、財政課からの原課への聴取についてはどのように行われたのか、お知らせいただければというふうに思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

今回の案件につきましては、150万円ということでは執行率は95%は超えてますけれども、基本的には額や執行率だけじゃなくて、内容についても確認する場合があります。本件の場合については、この当時内容については、確認は行っていたところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 確認を行っていたということであれば、どのようなやりとりがあったのか。議会の提出資料が修正になってるので見積もり合わせ執行残だということで担当課からは説明を受けて、財政課としてはそうですかっていうふうに受けたということなんでしょうか。改めて確認させてください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

財務会計システムの中で言えば、今回の案件についてはシステム上も支出負担行為が行ってない状況になっていた、結果的にはそうなったと思います。



ただこういった状況の部分が、基本的には行われていない中での部分というのがございますし、全てにおいて把握をしていくっていうことは現実的にはちょっと困難なのかなというふうには考えております。しかしながら、内容については、今回の案件につきましては財政課といたしましては、執行の状況については確認はいたしたところではあったんですけども、残念ながら本来の中身の報告は担当課のほうからなかったということを聞いております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 担当からの報告がなかったということで、未払いではなくて予算の見積もり合わせに伴う執行残だということを、財政課のほうでそういう調書をつくったということなんでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

その内容について書類等で作成されたのは担当課ということになります。財政課で作成はしておりません。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 状況については、確認はさせていただいてるところなんですけども、やはり先ほどお聞きした担当職員の処分、極めて重いなというふうに思っている中であって、本来であれば毎月請求される中身が、本人がそれを保管したっていうことで未払いになっているというふうに思うんですけども、逆を言えば年度途中のいずれかのタイミングで、このような大事になる前にある意味見つけてあげられるというようなことができなかつたのかということは大いに感じるのかななんですけども、このチェック、先ほど給食センター所長の答弁もありますけども、また財政課のチェックでも担当課に作成させたということなんですけども、チェックは、これは厳しい言い方ですけど、やはり相手方は正しいことやってるだろうっていう思い込みでやるのが、どうしてもチェックとしては弱くなるのかなっていうふうに思うんですけども、そういった意味では性善説ではなくてチェックする部署については、不思議な、変わった数字があれば、どうなってるんだというふうに、さらに確認をするのがチェック機能かなというふうに思ってるんですけども、先般の第3回定例会においても、教育費で東高校の嘱託職員の退職手当が未払いだったということで、補正がありました。可決はされておりますけれども、これも今のお聞きしてるような処分案件ではないというふうに思いますけれども、あと担当者がどういう思いでいたかということで、そこは詳しくはわかりませんが、そういった部分でもやはりチェック機能をもう少し強化する必要があるのではないかなというふうに思うんですけども、今の財政課長の答弁でいけば全件把握することできないので、担当課にある意味おまかせしている部分があるというような雰囲気での答弁では、やはり問題があるのではないかなというふうに思うんですけども、改めてこういった事態が発生しないためのチェック機能の見直しであるとか、体制強化について考えるべきではないかなというふうに思うんですけども、その点について見解をいただければというふうに思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今回の事案については、本当に大変申しわけないことだなというふうに考えております。これまでもいろいろ業務を遂行するにおいて問題が発生したことがありました。その度にどこに原因があったかといったことでまずはしっかり分析をして、そこに対する対応をするということでやってまいりました。今西川議員おっしゃられたとおり、性善説というお話も出しましたが、これまで我々が組織としてのチェック機能が働くというのは、前提としては真っ当に業務を遂行して、なお起こりうるミスはどうやって未然に防止するかと言ったようなことが、やはりそこに視点を置いてきたというふうに考えております。今回はチェック機能が万全だったかと言われると、そこもや

はりしっかりと点検をして再度対応していく部分というのはこれはあると思います。

それともう一つ、今回職員の個人的な処分に至ったということは、これはその職員の資質によるというところも大きいというふうに思いますので、まずは我々が業務遂行するにおいて、自尊ということだけでなく自負心を持って真っ当に業務を遂行するといったような職員像に向かって、人は財産であるという意味での人材育成、このこともしっかりとやっていかなければならないというふうに思います。

それとパソコンで処理する部分とかいろいろありますので、そういった人的ミス、あるいは働き方改革も含めて、今ロボティックプロセスオートメーションという定型的な事務的処理を、電算でしっかりやるというようなことも大きな流れとして出てきておりますので、そういった面、トータルで我々の組織の点検機能をどう強化していくかといったことを、しっかりと構築していきたいというふうに考えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠議員。

○2番（真保 誠君） 今、西川議員のほうからかなり重複する部分もあるんでその部分は割愛しますが、今回の事案について先ほどちょっと御説明、簡単にあったと思うんですけども、いつからいつまでの間の、何月に幾らあったかというそこら辺の内訳をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 輿水所長。

○学校給食センター所長（輿水賢治君） お答えいたします。

まず未払の部分と申しますのは、平成30年の4月分から令和元年の7月分までが未払いということになっております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 民間の目から見て、どうしても不自然に見える部分があるんですけども、今行政側のいろんなチェック機能とかって話伺いました。

相手側の立場になって考えた場合に、通常何カ月も未払いありましたら、毎月請求書は書きます。そして、書いた中で何カ月も滞っていた場合、相手方の話ですから、これは質問になるかどうかわかりませんが、通常の民間の企業であれば3カ月も4カ月も支払いが滞っていたら、まず上司に相談して、直接、今回の場合は市でありますけれども、本市のほうに直接請求書のほかに電話だとか、その上司に対する対応だとかってというのは普通だと思うのが自然な目でありまして、この辺がどうしてもお互いの担当者同士だという話でしか聞いていませんけれども、非常にそれが不自然なふうに私には見えるんですけども、相手方からの請求というのは全然上司の方たちはわからなかったのか、本当に担当者同士の中での話だったのか、その辺ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

今回の件の相手先でございますが、先ほど答弁申し上げたとおりシルバー人材センターでございます。私どもも今回、このことを承知した段階、9月の中旬ですけれども、その時点ですぐ、まずは相手先への謝罪と、そして事情の説明ということで私自身お伺いをしたところでございます。相手先シルバー人材センターの事務局長とお話をさせていただいたんですが、実は事務局長もそのとき初めて状況を了知したと。そのような状況でございました。

私どもも内部のほうでの情報の整理、あるいは相手先へもどのような形でということでも少し付け合わせをさせていただいたところでありますが、相手先からは先ども答弁申し上げましたが毎月の請求書がきちんと送られてきておりますし、あとは途中で相手先からは、私どものほうへ電話での催告もいただいております。また、今回のように1年分という非常に大きな状況になっておりますので、そのことについてもきちんと書類を整えて、こういう部分で未払いになってますということで、書類

も私どももいただいております。

そういった中で、今回相手先での組織的な状況は私たちも知るところではございませんけども、少なくとも私どもがきちんといただいていた請求等について、不適切な行為だったということで、承知をしているというそんな状況でございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 今のにちょっと加えて御質問します。

ということは、あくまでも担当同士のレベルの話だったので今回は誰も気づかなかったということなんでしょうか。

そして、加えて先ほど西川議員からもありましたけれども、それに対して今後どのような、担当者同士だけじゃなくお互いの上司にもやっぱり聞こえていかないということが非常に今回の事案の発生した理由だと思っています。こちら側だけが改善してもやはり相手方もきっちり何といたしますか、伝えていただかなければわからない部分もありますけれども、これから今後の防止策、さっきお話しされましたけども、今回は出先機関なので非常にチェックの体制もままならない部分もあるかと思えます。

こういった出先機関についての方が少ない中でのチェック体制は非常に厳しいと思うんですけども、これは再度聞きますけども、どういった防止策をお考えなのか、お尋ねします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

所属としてまずは、先ほど副市長からも答弁ありましたけども、少し具体的などいうところで申し上げたいと思いますが、私ども今回のこの件について所属職員が約50人いるところでございますけれども、定例的な管理職会議を行ってございまして、その中でも今回のこと、そしてやはりこれらの原因とそれから今議員がおっしゃられましたように、どのように防いでいくかということで少し議論、そして状況の付け合せを行っているところでございます。

特に請求書に関しましては、私ども教育委員会の所属の中でも請求書に関して言うともう物すごく開きがあるということもまず事実でございますし、それらに対するシステム的なチェックもさることながら、実は所属ごとに少しアナログ的かもしれませんが補助経理簿をつけてチェックをしているですとか、そういったことも付け合せしていく中でやはりございますから、それぞれ長所短所は事務作業の時間のこともありますので、その辺、きちんと付け合せしながらよいところをきちっと共有していくと、そのようなことで今所属としては進めているところでございます。

あと、今小人数のということでもございましたけども、そこは我々管理職も含めて複数でもチェックをしていくということで、改めて確認をしてくているとそんな状況でございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 最後に市長に御質問いたします。

今回含めて、ことしになってから、行政職員のいろんな事件、事案がありました。そんな中で、これから職員に対して若い方、また入ってこられる方いろんな市の職員がかかわっておられますけども、そんな中で、今回に限らず行政職員の例えば事件、事案について、これから若い人方にどのように伝えて、どのように未然に防いでいくかっていう対策なりお考えををちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 今回の事案につきましては、市の職員としてあってはならない行為を行ったということでございます。

今後どのように総合的に防止対策を講じていくのかという点については、先ほど副市長のほうから、御答弁を申し上げました。やはり先ほどの質問にあったとおり、チェック機能をしっかりと行っていくということが一つ重要であります。

私は、行政というのはまさに人材の育成の場であるというふうには言っているんですが、そういう人材育成の場でこういう問題が起きたということは非常に恥ずかしい話であります。ただ職場には管理職という職種の人材がいるわけでありまして、管理職というのはまさに管理運営をする立場の責任を負っているわけでありまして、管理職中心にしっかりと新しい職員にも業務の内容を伝えながら、チェック機能はしっかりと持ってくと、各職場でそのことを再認識していかなければならない、こう思います。

私も長年行政に携わってきているわけでありましてけれども、今回のような事案というのは正直申し上げて初めてであります。他の町でも、あるいは例えば公金を使ったとか、横領したとかそういった問題というのは時にはあるかもしれませんが、しかし、予算があって支出が可能であるにもかかわらず、支出をしたように改ざんをするというこういった事例というのは正直申し上げてそう多くはないと思いますし、私もこういった事例は初めてであります。

そう考えていきますと、まさにその職員は職員としての必要な適格者を欠くということから、今回先ほど教育長から申し上げたような処分をいたした次第であります。今後、このようなことがないようにしっかりと行政の中で対応していく決意であります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

令和元年第1回臨時会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時03分閉会）

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和元年 10 月 16 日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

署 名 議 員 西 川 剛

〃 谷 守

〃 村 上 緑 一

令和元年第1回臨時会議決結果表

令和元年10月16日 開会

令和元年10月16日 閉会

議案 番号	件名	議決月日	結果
	会期の決定について	10月16日	決定
議案 93	令和元年度士別市一般会計補正予算（第7号）	〃	原案可決